

国別援助方針へのご意見募集結果  
 (ご意見の概要と外務省からの回答)

ご意見の概要	外務省からの回答
<p>(インドネシア)</p> <p>1. 結核対策強化への継続的な支援は重要であり、支援すべき。</p> <p>2. 環境と調和した持続可能な開発は、インドネシアの中長期的な安定の確保に欠かすことのできない基盤であり、国別援助方針の中に示されるべき。</p> <p>3. 経済成長は環境悪化をもたらさうるものであり、環境保全の視点を明示的に示すべき。</p> <p>4. ローカルリソースの積極的な活用と NGO 等との連携を留意事項に明記すべき。</p> <p>5. 環境保全分野について、多様なステークホルダーの意見を計画策定初期から取り込むべきである点を留意事項に明記すべき。</p>	<p>1. について                      本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>2. について                      継続的な経済成長の実現の観点からも環境への配慮は重要であり、本国別援助方針においても、環境・気候変動等の地球規模課題への対応能力向上を支援することを記載しています。</p> <p>3. について                      環境保全に関しては、国際的・地域的な関心も高く、国境を超える影響を有する課題であることから、本方針では、重点分野「アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上のための支援」の下で対応することとしています。この点をより明確にすべく、ご指摘を踏まえて、国別援助方針本文3.(3)の「環境・気候変動等の地球規模課題」を「環境保全・気候変動等の地球規模課題」に訂正します。</p> <p>4. について                      本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。草の根・人間の安全保障無償資金協力や日本 NGO 連携無償等のスキームを通じた NGO と連携した支援も行っています。</p> <p>5. について                      本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の趣旨を参考にさせていただきます。</p>

<p>(フィリピン)</p> <p>1. 「投資促進」「投資環境の改善」など経済成長に偏重した内容を改め、貧困対策・社会保障分野をより重視し、様々な層に配慮したものとすべき。</p> <p>2. 開発事業を進める上で必要な環境問題・人権問題への配慮や軍事転用の防止について明記すべき。</p> <p>3. 地場産業の育成を重視すべき。</p> <p>4. 地域に根ざした保健医療サービスの促進を図るべき。</p> <p>5. 結核対策を重視すべき。</p> <p>6. ミンダナオ支援に関し、国内避難民への対応を重視すべき。</p> <p>7. 昨今フィリピンへの巡視船艇の供与の検討やその軍事的性格が新聞等で報道されているが、そのような支援を ODA で実施するの</p>	<p>1. について 投資環境改善等の経済成長分野と、貧困対策・社会保障の両面からバランス良く取組を進めていく観点から、今次援助方針案では、貧困対策・社会保障分野に関し、中目標のうち（２）において、特に貧困層への影響が大きい各種リスクに対する脆弱性の克服及び生活・生産基盤の安定・強化を図ることとしています。</p> <p>2. について 御指摘の点については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、適切に実施していくこととなっております。</p> <p>3. について 地場産業の育成については、民間投資促進と地方開発の両面から、包装技術の向上や産業クラスターアプローチ等に対する支援を行っているところ、御指摘も踏まえ、事業展開計画に地場産業の育成を明記しました。</p> <p>4. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>5. について 結核対策を含む感染症対策については、中目標の（２）に含まれております。本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>6. について 国内避難民の問題にも留意のうえ、支援を行っているところ、御指摘も踏まえ、事業展開計画において国内避難民問題に留意する旨言及しました。</p> <p>7. について フィリピンは海上交通路の要衝に位置しており、その海上安全の確保は重要と考えられます。そのため、軍</p>
---	--

<p>は不適當ではないか。</p> <p>8. 現地のニーズによりきめ細やかに対応し、質の高いODAを実施していく上でも、NGOとの対話・連携は重要であり、援助方針にNGOとの連携について明記すべき。また、NGOとの連携等を通じて援助効果を高めるための取組を行っていることにつき、国民の理解を得られるような説明を心がけるべき。</p> <p>9-1. 全般にマニラ首都圏内のインフラ整備に偏重があるのではないか。</p> <p>9-2. 「地方拠点開発に向けたインフラ整備プログラム」において地方拠点の選定はどのようにして行っていくのか。(事業展開計画に列挙されている個別プロジェクトの優先順位付けを、より精査すべき。)</p> <p>10. 長期的な洪水対策としての「流域管理」の必要性を強調、明記すべき。</p> <p>11. 現地やNGOからの意見を取り入れるため、今後の改訂作業においてはプロセスの公開や現地で使用されている言語による案文</p>	<p>事目的でなく、フィリピンの海上保安能力向上のためどのような協力が可能か検討していく方針です。なお、フィリピンに対して巡視船艇の供与を決めた事実はありません。</p> <p>8. について NGOとの連携の重要性は、ODA大綱やODA中期政策、ODAのあり方に関する検討等で指摘しており、明らかであることから、基本的には国別援助方針には記載しないこととしております。今後ともNGOとの連携等も通じて援助効果の向上に努めるとともに、そのような取組について対外説明や広報等を実施してまいります。</p> <p>9-1. について マニラ首都圏内の運輸交通網は現在既に極めて過密な状態となっており、投資環境整備の観点からは、首都圏周辺の運輸交通インフラの整備と一極集中の緩和の両面が求められています。そのため、事業展開計画においては、「大首都圏のインフラ整備」と「地方拠点開発に向けたインフラ整備」の二つの協力プログラムを設けているところです。</p> <p>9-2. について 個別案件については、フィリピン側からの要請をベースとしつつ、案件の優先度や必要性を環境社会配慮の観点・開発効果の有無等から個別に精査します。</p> <p>10. について 「流域管理」の重要性に鑑み、事業展開計画の「災害リスク軽減・管理プログラム」において、「災害時の被害軽減に資する流域管理（森林管理等）を含む支援も実施する」こととしています。</p> <p>11. について 今後の改訂プロセスにおいて、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
---	---

<p>の作成等をすべき。</p>	
<p>(カンボジア)</p> <p>1. 全体的に「経済成長偏重型」の印象を与える。「援助の基本方針」に「経済成長の負の側面に配慮し、グッド・ガバナンスの実現と社会開発の促進を通じた貧困削減・貧富の格差の縮小を目指す」ことを明記いただきたい。</p> <p>2. 貧困削減、人権・ジェンダー配慮、格差と不公正是正などの課題と、住民レベルでの課題の対応に配慮すべき。</p> <p>3. 日本は、中国や韓国、アジア開発銀行などが重視する経済基盤の強化ではなく、経済成長から取り残された貧困層に目を向け、貧困削減や格差是正のために「社会開発の促進」（特に保健医療と教育の改善）にこそ援助の重点を置くべき。</p>	<p>1. について</p> <p>○「経済成長の負の側面に配慮」「貧困削減・貧富の格差の縮小」は ODA 大綱で示されており、明らかであることから、基本的には国別援助方針（案）には記載しないこととしております。</p> <p>○「グッド・ガバナンスの実現」について、日本はカンボジア政府の「四辺形戦略」を支援する観点で「ガバナンスの向上に取り組む」としていることから、国別援助方針（案）には記載していません。</p> <p>○3重点分野の重要性とバランスを考慮し、タイトルは「着実かつ持続可能な経済成長と均衡のとれた発展」に変更し、統合・連結性強化の重要性に加え「人間の安全保障および環境の持続可能性の確保」の観点を含める旨を明記します。また、「中でも、近年の経済成長をより強固なものにするために、民間セクター振興を含む『経済基盤の強化』に一層の重点を置いた援助を展開する」という表現は削除します。</p> <p>2. について</p> <p>○貧困削減、人権・ジェンダー配慮、格差と不公正是正などへの配慮については、ODA 大綱において示されており、明らかであることから、基本的には国別援助方針には記載しないこととしております。</p> <p>○住民レベルの課題への対応については、これまでと同様に、草の根・人間の安全保障無償資金協力や日本 NGO 連携無償等のスキームを通じた NGO と連携した支援も含め、対応していきます。</p> <p>3. について</p> <p>「経済基盤の強化」も「社会開発の促進」も重要であり、バランス良く進めていく必要があると考えます。</p>

<p>4. 留意事項（3）「グリーンメコンに向けた10年イニシアティブ」は、留意事項という次元のものではなく、カンボジアに対する援助方針の基盤を構成するもの。今後、ASEAN連結性に重点が置かれ、地域全体で開発が進められる中、経済発展は環境と両立する持続可能なものであることが重要。かかる観点から、留意事項（3）の内容を援助の意義として掲げ、援助の基本方針は「持続可能な経済成長」とし、その内容を明記すべき。</p>	<p>4. について 「援助の基本方針」については、「着実かつ持続可能な経済成長と均衡のとれた発展」と変更し、かつ、本文中には、「環境の持続可能性を確保する」旨明記します。なお、「別紙：事業展開計画」の「その他課題」に示しているとおり、現在、同分野への各種協力案件を実施中です。</p>
<p>5. 重点分野（1）ア「経済インフラの整備」において、インフラ整備が自然環境破壊に繋がるリスクを踏まえ、民間投資による事業も含め、環境影響評価の実施や説明責任が担保されるよう、政策的支援を行うことも併せて盛り込むべき。</p>	<p>5. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>6. 重点分野（1）ア「経済インフラの整備」において、人権・社会・環境に十分配慮したうえで実施することが肝要であり、この点を援助方針の文言に加えていただきたい。</p>	<p>6. について 人権・社会・環境への配慮は ODA 大綱等で示されており、明らかであることから、基本的には国別援助方針には記載しないこととしております。今後とも、個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に実施していきます。</p>
<p>7. 重点分野（1）ア「経済インフラの整備」の結果、物流のみならず労働力の移動も活発化し、これに伴い、HIV 等や人身取引等の負のインパクトの増加が懸念されるどころ、これらを最小化する支援策も検討されたい。また障害者支援の観点からユニバーサルデザインの採用や子供を含む地域住民への配慮が最大限になされることを希望する。</p>	<p>7. について 個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に行っていきます。</p>
<p>8. 大規模な住民移転を伴うインフラ整備事業にあたっては、環境・社会配慮のための制度向上にも積極的に取り組んで欲しい。</p>	<p>8. について 〇個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に行っていきま</p>

<p>9. 重点分野（１）イ「民間セクターの強化」において、日本が得意とする省エネ技術や技術革新がカンボジアにも導入されるよう投資環境を整備すべき。については、グリーンエコノミーのコンセプトを主流なものとして打ち出し、そのコンセプトを実現しようとする事業に投資が行われるよう、日本企業へのメッセージとして本援助方針に掲げるべき。</p> <p>10. 貿易や投資による外部参入促進に関して、カンボジア国内産業を守り、成長させるための配慮と人材育成を特定分野に限らず優先させるべき。</p> <p>11. 重点分野（１）ウ「農業・農村開発」において、「農民の生計向上」とあるが、農民の中にも格差があり、大多数を占める自給中心の零細農家を対象としているのか、一部の余剰生産物を販売、輸出できる能力のある（豊かな）農家を対象としているのか明示すべき。</p> <p>12. 農業支援については、経済基盤の強化という視点からのインフラ整備などよりも、貧困削減という視点から小規模な農家への支援を重視する必要がある。</p>	<p>○なお、日本は技術協力「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」で住民移転に関する各種手順書整備の支援に取り組んできました。さらに、在カンボジア日本大使館と JICA は、先方政府と住民移転に関する定例会（２回／月程度、累計 120 回以上開催）を実施してきており、今後ともカンボジア政府の取組状況の把握と制度等の改善にも努めていきます。</p> <p>9. について 日本の環境・エネルギー技術の海外展開については個別の国別援助方針には記載していませんが、カンボジアに限らず、世界全体に対して共通する政策（新成長戦略）として取り組んでいきます。なお、現在、別紙「事業展開計画」「環境保全プログラム」に示す各種案件を実施しています。</p> <p>10. について 国内産業の育成や人材の育成は重要であり、産業人材の育成、農業の生産性向上等、幅広い分野で支援を行っていきます。</p> <p>11. について 「農業・農村開発」は、貧困削減を主眼として案件を形成、実施していきますので、文意を明確にするために、「農民の生計向上」から「貧困農民の生計向上」に修正します。</p> <p>12. について 「農業・農村開発」は、貧困削減を主眼において、案件を形成、実施しています。他方、農業は GDP の 3 割以上を占め、就業人口の 7 割が携わる同国の主要産業であり、生産性向上による農民の生計向上は、貧困削減と同時に経済発展にも資するものです。かかる観点から、本方針においては「経済基盤の強化」に位置</p>
---	---

<p>13. 大規模な農業開発に伴い、土地が奪われる農民が増加している事実を踏まえ、経済基盤強化のための農業支援には注意を要する。また、南西部以外の地域の小規模農民を対象とした支援も貧困削減という観点から重要。</p> <p>14. これまでの日本の農業セクターへの支援案件を評価すると、長短両面を抽出することができるが、それらの分析や教訓を踏まえた支援をすべき。</p> <p>15. 「保健システム強化の視点も含め」につき、「保健システム」が具体的に何を指すかが明確でない。</p> <p>16. 「栄養不良」は乳幼児死亡率の高さの直接・間接の要因であり、就学年齢児童の成長・発達に大きな影響を与えているところ、改善に向けた取組を具体的に検討いただきたい。</p> <p>17. 重点分野（2）イ「保健医療の充実」では、母子保健分野を中心とした支援を行う方針である旨明記されているが、カンボジアにとって重要な戦略的課題である結核対策についても言及すべき。</p>	<p>付けています。</p> <p>13. について  ○個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に行っていきます。  ○南西部以外の地域の小規模農民を対象とした支援については、NGO 連携無償資金協力、草の根・人間の安全補償無償資金協力、草の根技術協力等のスキームも活用して対応していきます。</p> <p>14. について  各案件終了後に事後評価を行っており、その結果は、類似プロジェクトの計画策定や実施の際に活用しています。このように PDCA サイクルを回しながら、過去の教訓を活かしていきます。</p> <p>15. について  単なる疾患ベースのアプローチのみではなく、ハード面・ソフト面を含め、保健体制を強化していくアプローチを採ることを意味しています。</p> <p>16. について  本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>17. について  国連と ADB による同国 MDGs 進捗報告では、保健セクターについては、母子保健の進捗が遅れている一方、結核対策の効果は上がっており、目標は達成見込みであるとされています。日本はこれまで 20 年近くにわたり技術協力や無償資金協力による援助を行ってきており、同国の結核対策の基盤作りに大きく貢献してきました。しかしながら、日本の限られた ODA 予算で最大限の効果上げるため、今後 5 年間でターゲットとして「選択と集中」を行う趣旨に鑑み、今回</p>
---	---

<p>18. 保健分野におけるグッド・ガバナンスの確立を促す支援にも力を入れていただきたい。</p> <p>19. 「日本政府は、カンボジアが CPRD（障害者権利条約）の署名国として、障害者の権利を守り、社会参加を実現するための支援を行う」という文言を追加すべき。また、保健分野の地方分権化が進む中、ローカル NGO と地方行政との連携をより重視する支援の方法が望ましい。</p> <p>20. 支援に際して、保健以外の分野（農業、産業、行政・ビジネスセクター等）など、他・多分野との連携を作り、より効率的な保健向上を実現することが求められる。また、日本の保健制度の良いところを活かした制度改革に関する支援を検討いただきたい。その一つとして、栄養改善や人材育成について取り組んでもらいたい。</p> <p>21. 社会保障制度充実のための制度整備への支援も組み込むべき。</p>	<p>の援助方針（案）としては、進捗が遅れている「母子保健」に重点を置き、「結核対策」については特段の言及をしていません。ただし、現在の結核にかかる技術協力の終了後にこれまでの成果を総括し、今後の保健医療分野における支援について改めて検討する予定です。</p> <p>18. について 保健分野におけるグッド・ガバナンスについては、現在、他ドナー（UNICEF、UNFPA、世銀、豪等）が積極的に支援している分野です。援助方針（案）では「選択と集中」の観点から母子保健に重点を置いています。カンボジアの母子保健の体制が適切に機能する観点からいろいろな協力の形が考えられるところ、本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>19. について 御指摘の課題については、ODA 大綱において、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮することを明らかにしていることから、基本的には国別援助方針には記載しないことをしております。</p> <p>20. について 保健セクターにおいては、選択と集中の観点から母子保健に重点を置いています。ただし、右課題についてはさまざまな観点から多様な協力が考え得るところ、本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>21. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
--	--

<p>2 2. 重点分野（2）ウ「教育の質の改善」に関し、カンボジアの教育セクターへの支援として、教育現場の雇用条件（待遇、研修制度等）を改善し、先生の絶対数を増やす援助を行うべき。MDGs(初中等教育修了率 100%)、EFA (Education For All)達成に向け、幼児教育、成人識字、ライフスキルも含め、基礎教育全般への支援を検討すべき。また、同国は FTI (Fast Track Initiative)対象国であり、教育セクター開発計画に基づく財政支援も検討すべき。さらに、教育法を更に推進させ、「権利の教育」とするための支援強化を検討すべき。</p>	<p>2 2. について カンボジアにおいては比較的就学率が高いのに対し、修了率が低いという課題があります。これには様々な要因が考えられますが、大きな要因の一つに、教育の質が低いため児童の学習理解が進まず、結果として授業についていけなくなることが挙げられています。この観点から、教育の質向上に支援を集中し、もって MDGs 達成に貢献することを目指しています。</p>
<p>2 3. 教育の質向上を達成するためには、理数科教育支援だけでなく、教育の質向上の妨げとなっている汚職（不正な授業料徴収、教科書の売買問題等）といった構造的な問題にも対処する必要がある。具体的には、各地域における学校運営委員会といった既存の枠組みの強化が考えられる。</p>	<p>2 3. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>2 4. カンボジアの小学校は2部制のため、授業時間が他国に比べて少ないだけでなく、授業が国語、算数に偏り、情操教育に時間がとれていない。優秀な人材育成を行うため、2部制から1部制への転換を視野に入れた支援をすべき。</p>	<p>2 4. について 教育セクターにおいては、選択と集中の観点から、理数科教育を通じた教員研修の質の改善に重点を置いています。本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>2 5. 教育分野の地方分権化が進む中、地方の自助努力を引き出す取組が重要であり、中央のみならず地方にも行き渡るような支援を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>2 5. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>2 6. オタワ条約には犠牲者ゼロの文言はないため、この部分を削除し、それに代わり、「2010年のオタワ条約第10回締約国会議が地雷の除去期限を10年延長承認したこと</p>	<p>2 6. について 御指摘の点を踏まえ、「オタワ条約で定められた2019年までの地雷除去期限を遵守するよう、『2010-2019年地雷対策国家戦略』の目標達成を支援する。」に変</p>

に基づいてカンボジア政府が作成した、『2010-2019年地雷対策国家戦略』の目標達成を支援する。特にカンボジア政府による犠牲者支援を充実させるための支援を強化する」という文言を追加していただきたい。

27. 地雷除去に関し、資機材供与等の積極的な支援を評価するが、それらを活用するオペレーションの支援をより一層行うべき、また、常に新たな犠牲者が発生しており、地雷危険回避教育や犠牲者への医療、福祉、社会経済的支援の拡充を検討すべき。

28. すべての開発の基礎であり、カンボジア政府が最重要課題に位置付けるグッド・ガバナンスの実現に向けた援助をさらに強化していただきたい。具体的には、「ガバナンスの強化」で掲げた従来への支援に加え、汚職対策および土地の登記と分配に関する政策、制度改善、人材育成に資する支援に乗り出し、それらを日本の援助の特徴として他の援助国・機関との棲み分けを図ることが望ましい。

29. 日本等の支援により法律が制定されても一般の人々（特に農村地域）の間には情報が十分に普及しておらず、法律を知らない一般の人々が裁判等で不利な状況に置かれ、政治的・経済的に優位な一部の有力者が恣意的に法律を利用することないように、ローカル NGO 等との連携により、法律に関する情報が広く普及し、草の根の人々に届くような支援の方法を検討していただきたい。また、民法・民事訴訟法以外の法律全般の適正な運用についても検討いただきたい。

30. 「4. 留意事項」に関し、(2)で NGO をドナーと見なしているが、NGO はドナー

更します。なお、犠牲者支援の強化についての御指摘は、地雷処理事業の運営費用の確保に集中しつつ、具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。

27. について  
日本は、これまでも資機材供与に加え、オペレーションの支援も行ってきました。本方針に基づく今後の具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。

28. について  
本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。

29. について  
民法・民訴法に関する関係行政府及び法曹界の中核人材の育成支援が喫緊の課題となっており、当面は本課題に支援を集中することにしております。ただし、本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。

30. について  
御指摘の内容を反映します。

<p>という資金提供だけの側面ではないことを踏まえ、「他ドナー（各国、国際機関、NGO等）」を「各援助供与国・機関、NGO等の開発パートナー」に変更していただきたい。</p>	
<p>(ラオス)</p> <p>1. 「ガバナンス強化」は「留意事項」でなく「重点分野」とするべき。</p> <p>2. 不発弾処理への支援を「ガバナンス強化」に含めるべき。また、右支援は事業展開計画に記載すべき。</p> <p>3. 「教育」及び「保健」の重点分野を経済開発事業支援よりも優先すべき。</p> <p>4. 民間投資による経済成長が国民の雇用創出、所得・生計向上に資するよう、公共部門での支援プログラムを策定・実施すべき。</p> <p>5. 事業展開計画における各セクターのプログラムの中で、サブプログラムを設定する等の方法により各プロジェクト間の関係を整理し、支援の戦略性を持たせていくべき。</p>	<p>1. について 本援助方針は、大目標として、ラオスの「社会経済開発5か年計画」において上位目標として掲げられている「LDC 脱却」や「MDGs 達成」を据え、当該目標への直接的対応策として、4つの重点分野を挙げています。これらすべての分野で開発効果を高めていく上で重要となるのが「ガバナンス強化」であるとの認識から、これをセクター横断的な留意事項としています。</p> <p>2. について 不発弾は、ラオスにおける安全な土地利用という観点から、あらゆるセクターの開発における障壁になっているという認識から、上記のガバナンスとは区別をして、留意事項としています。また、関連の支援案件を事業展開計画に反映しました。</p> <p>3. について 重点目標「経済・社会インフラ整備」は、MDGs 達成や LDC からの脱却へ向かっていくための土台として不可欠であるため、同分野に特に重点を置くこととしています。</p> <p>4. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>5. について 援助の戦略性強化については、ODA のあり方に関する検討で示しているプログラム・アプローチの強化等により実施していきます。具体的な検討に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>

<p>6. 「一村一品プロジェクト」は農村振興プログラムに含めるべき。</p> <p>7. 日ラオス首脳会談でも言及の「ビエンチャン都市開発マスタープランの具体化への支援」をフォローすべき。</p> <p>8. 都市環境整備では、民間が力をつけられるよう支援すべき。</p> <p>9. PPP 水道事業、NPO を通じた基礎教育改善、統計資料整備、金融分野等についても支援を検討すべき。</p> <p>10. ラオスの GDP 数値だけに捕らわれない、ラオス国民の幸福・福祉に資する開発計画や公共投資計画が策定されるよう支援すべき。</p> <p>11. 無償資金協力「人材育成奨学計画」は、開発課題 3-2「高等・技術教育改善プログラム」に移動し、他の技術協力案件との連携を図るべき。</p> <p>12. 「生計と検討の改善のための少数民族コミュニティへの働きかけ」及び「ラオス農村部における持続可能な絹生産パートナーシップ」は開発課題 2-1 に移動させるべき。</p>	<p>6. について 本プロジェクトは農村振興に資するものであることから、ご指摘の点を事業展開計画に反映しました。</p> <p>7. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>8. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>9. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>10. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>11. について 「高等・技術教育改善プログラム」は、ラオスの民間セクター強化と市場経済化を担う人材や企業家の育成を主目的としています。一方で、「人材育成奨学計画」は、ラオスの公共セクターの立場で同国の開発を担う人材の育成を目指すものであり、上記プログラムとは目的が異なります。いただいたご意見の中の「他の技術協力案件との連携を図るべき」との点も踏まえ、同プロジェクトを「ガバナンス強化プログラム」に移動しました。</p> <p>12. について 他の協力案件との連携を図る観点から、ご指摘の点を事業展開計画に反映しました。</p>
---	--

<p>1 3. 重点目標にある経済・社会インフラ整備実施に際しては環境社会配慮ガイドライン等に即して社会的弱者への配慮が適切に行われ、ユニバーサルデザインの採用や子どもを含む地域住民への安全へ最大限配慮すべき。</p> <p>1 4. 経済インフラの整備の結果、物流のみならず労働者の移動も活発化することが予想されるところ、HIV 等感染症や人身取引等の負の影響を最小化するための支援をすべき。</p> <p>1 5. ラオスにおける持続可能な森林利用の観点から、外国企業側の投資に際する国内法の遵守を促す枠組みづくり、ラオス政府の法執行力強化及び環境社会配慮向上のための法律制度整備等を支援すべき。</p> <p>1 6. 開発課題 2-2 及び 1-3 において、投資推進がもたらしうる負の側面、特に土地森林収用問題へ取り組むべき。</p> <p>1 7. REDD+が森林保全及びそこに暮らす人々の暮らしにとって最善の策であるかどうか、支援を通じて再考すべき。</p>	<p>1 3. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>1 4. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>1 5. について ○本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。 ○なお、御指摘の分野への支援については、事業展開計画の開発課題 2-2 「森林資源の持続的活用と生計向上」の開発課題への対応方針に含まれていません。</p> <p>1 6. について ○個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に実施していきます。 ○本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>1 7. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>(モンゴル)</p> <p>1. 鉱物資源開発に関して、環境影響評価(EIA)のみならず、国民の参加を広く確保し、戦略的環境アセスメント (SEA) を実施することを明示すべき。</p>	<p>1. について 個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に実施していきます。</p>

<p>2.</p> <p>(1) 自然資源管理の権限のコミュニティ移管といった地方分権化への支援も実施すべき。</p> <p>(2) 水資源の効率的利用に関しては、河川流域総合管理の導入等を留意事項として追記すべき。</p> <p>3. 将来の日本企業によるモンゴル進出に繋がる分野として、自然資源を活用した観光業について言及すべき。</p> <p>4. 気候変動・環境配慮として、省エネルギー技術の地方の公共建物に導入することを言及すべき。</p>	<p>2.</p> <p>(1) について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>(2) について 個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に実施していきます。</p> <p>3. について 日本企業によるモンゴル進出に繋がる分野については、今後見定める必要があることから、現時点で産業や分野を特定することは考えていません。</p> <p>4. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>(東ティモール)</p> <p>1. 農村開発の観点からは、農業の発展だけでなく、水衛生、教育等の支援も実施すべき。</p> <p>2. 政府・公共セクター能力向上の中で、政府のキャパビルが主体の事業だけでなく、NGOによる保健衛生事業を継続すべき。</p> <p>3. 母子保健や基礎教育分野への更なる支援を重点分野の一つとして取り上げるべき。</p>	<p>1. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>2. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>3. について ○「復興から経済成長への基盤づくり支援」という大目標を効果的・効率的に達成するため、選択と集中の観点から、現在の3つの重点分野（「経済活動活性化のための基盤づくり」、「農業・農村開発」及び「政府・公共セクターの能力向上」）を設定しました。 ○なお、御指摘の分野への更なる支援については、事業展開計画の開発課題3「(1) 政府・公共セクターの能力向上、(2) ソーシャル・キャピタルの拡</p>

	<p>充」の開発課題への対応方針に含まれています。</p>
<p>(パプアニューギニア)</p> <p>1. 日本企業による LNG 等への投資が PNG の長期的成長に結びつくよう主導することの重要性を援助の意義に記載すべき。</p> <p>2. 再生可能エネルギーによる電力・インフラ整備への支援を打ち出すべき。</p> <p>3. 持続的農林水産業について言及すべき。</p> <p>4. 教育分野において持続発展教育 (ESD) の視点を盛り込むべき。また、援助協調につき留意事項で明記すべき。</p> <p>5. 環境・気候変動分野において持続可能な森林経営についての認証制度や REDD+への取り組みにつき言及すべき。</p> <p>6. 投資促進が環境破壊につながらないよう留意事項に明記すべき。</p>	<p>1. について LNG 投資による収入を長期的経済成長に結びつけ、国民の間で公平に再分配し格差是正を図るためには、パプアニューギニア政府の責任によって、財政管理、社会サービスの改善が実施されることが重要です。我が国としても右の点に留意が必要であることから、4. 留意事項に記載しています。</p> <p>2. について 電力・エネルギー源として、再生可能エネルギーに関する支援を行っているところ、御指摘も踏まえ、事業展開計画に反映しました。</p> <p>3. について 水産資源管理を始めとする持続的農林水産業への支援を行っているところ、御指摘も踏まえ、事業展開計画に反映しました。</p> <p>4. について 選択と集中の観点から、教育分野においては、これまで我が国の支援の効果が上がっている理数科教育の向上への支援を含む初等教育、中等教育、技術者訓練への支援に重点的に取り組むこととしています。また、援助協調については、事業展開計画に記載しています。</p> <p>5. について REDD+については、REDD+を進めるための支援を行っているところ、御指摘も踏まえ、事業展開計画に反映しました。森林経営についての認証制度については、本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、参考にさせていただきます。</p> <p>6. について 個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に実施していきます。</p>

<p>7. NGO の能力開発事業を実施すべき。</p>	<p>7. について          NGO の能力開発については、草の根・人間の安全保障無償資金協力や日本 NGO 連携無償等のスキームを通じて支援を行っています。</p>
<p>(スリランカ)</p> <p>1. まずスリランカの国土開発の姿（グランドデザイン）を検討し、日本としての新たな援助戦略を組み立てるべき。</p> <p>2. 大目標は「公平かつ公正な開発を進め、調和のとれた国土の発展と共生社会の構築」とすべき。</p> <p>3. 援助方針の重点分野については「後発開発地域の開発支援」と「脆弱性の軽減」を先に掲げることが望まれる。</p> <p>4. 事業展開計画について、重点分野「後発開発地域の開発支援」では、紛争被災地の復興を最優先するべきで「紛争影響地域生産性回復プログラム」を先に記載するべき。</p> <p>5. 本文の重点分野「経済成長の促進」において、インフラ整備に当たっては「首都圏を中心」とするのではなく、「バランスのとれた国土の発展」に寄与する支援とすべき。</p> <p>6. 重点分野「後発地域の開発支援」において、紛争による被災地域の復興を最優先し、多民族間の信頼醸成に資する事業を行っていくべ</p>	<p>1. について          本方針の策定に当たっては、スリランカ現政権の社会経済開発政策計画である「マヒンダ・チンタナ」や、関係省庁の10カ年計画等を参考にしています。先方政府との対話を行いながら、我が国の支援が同国の開発方針と合致するよう、引き続き努めていきたいと考えます。</p> <p>2. について          御指摘を踏まえ、援助の基本方針（大目標）の該当箇所を修正しました。</p> <p>3. について          スリランカ政府の開発基本方針を踏まえ、「経済成長の促進」を一つの重点分野としておりますが、各分野をバランスよく進めていく考えです。</p> <p>4. について          事業展開計画における協力プログラムについては、記載順序に関わりなく、各協力プログラムをバランスよく進めていく考えです。</p> <p>5. について          インフラ整備への支援に当たっては、現地のニーズ、経済成長へのインパクト等を考慮し、首都圏を中心としつつも地方部を含め必要な支援についても検討していく考えです。</p> <p>6. について          後発地域におけるニーズに応じ、具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>

<p>き。</p> <p>7. 生計向上のため、職業訓練、生産者団体の形成と支援、地方政府の関係部署の能力強化等包括的なアプローチを実施すべき。</p> <p>8. 幼児の栄養不良の改善に努めるべき。</p> <p>9. 未だに 12.9 万人の国内避難民が避難生活を送っているほか、約 14 万人のスリランカ難民が周辺国で避難生活を送っている。彼らに対する支援の必要性を追記すべき。</p> <p>10. 各プログラムの推進において、環境に対する一層の配慮が求められていることを追記すべき。</p> <p>11. 事業展開計画で、プログラム・アプローチの強化が反映されていない。</p> <p>12. 事業展開計画には、対象期間中に開始を予定・想定する事業を含めるべき。2012 年 3 月に約束した円借款 3 案件はリストに含めるべき。</p> <p>13. 開発課題 1-1 と同 1-2 が同じ「成長のための経済基盤整備」とされているのは紛らわしい。</p>	<p>7. について 生計向上の支援は重要であり、開発が遅れている地域を主に対象とし、重点分野 2「後発開発地域の開発支援」で取り組むこととしております。本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>8. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>9. について 国内避難民については、事業展開計画の重点分野 2「後発開発地域への開発支援」で、支援の必要性を認識した書きぶりとしています。難民については、御指摘を踏まえ、事業展開計画に反映しました。</p> <p>10. について 御指摘を踏まえ、援助方針の留意事項に反映しました。</p> <p>11. について プログラム・アプローチについては、今後スリランカでも強化していきたいと考えており、事業展開計画への反映についても適切に検討していきます。</p> <p>12. について 御指摘の 3 件については、事業展開計画に反映しました。 事業展開計画は援助実施相手国とも共有されるため、実施が決定されている又は実施中の案件を載せることとしています。</p> <p>13. について 御指摘を踏まえ、事業展開計画を修正しました。</p>
---	--

<p>14. 事業展開計画で「その他」に配置されている工業分野と観光分野の事業を雇用創出の観点から「経済成長の促進」に取り込むべき。</p>	<p>14. について 工業分野、観光分野ともに経済成長に貢献しうる重要な分野ですが、「選択と集中」の観点からプログラムとしての重層的な展開を行っていないため、「その他」に分類しています。</p>
<p>(パキスタン)</p> <p>1. アフガニスタン難民及びパキスタン国内避難民に関する記述を追加すべき。</p> <p>2. 持続的な自然資源管理の観点を盛り込むべき。</p> <p>3. インダス川における大規模ダム・灌漑事業等への支援については、下流域の流量減少に特に配慮が必要である旨追記すべき。</p>	<p>1. について 御指摘を踏まえ、事業展開計画に反映しました。</p> <p>2. 及び3. について 御指摘を踏まえ、事業展開計画に反映しました。なお、個別事業については、ODA 大綱及び中期政策に基づき、環境や社会面への配慮を適切に実施していきます。</p>
<p>(バングラデシュ)</p> <p>1. 最貧困層や脆弱な人々が多く、援助の必要性が高いことから、MDGs 達成への支援が援助の意義の第一に挙げられるべき。</p> <p>2. 保健の母子保健支援では、5 歳未満児の栄養状態の改善も含まれるべき。</p> <p>3. 自然災害対策については、農村部のコミュニティベースの災害のリスク軽減や Resilience 強化に資する取組を促進すべき。</p> <p>4. 都市部の貧困層に対して、BHNs や権利、基本的な行政サービスへのアクセス強化に取り組むべきである。</p>	<p>1. について 記載順序に関わりなく、バングラデシュの MDGs 達成への支援の必要性についても、重要な意義の一つであると認識しております。</p> <p>2. について バングラデシュにおいては他のドナーが栄養分野の支援を実施しております。我が国は、「選択と集中」の観点から現時点で栄養改善を支援の対象とはしていません。</p> <p>3. について ご指摘を踏まえ、事業展開計画（開発課題2-4（小目標）防災／気候変動対策における【開発課題への対応方針】）に反映しました。</p> <p>4. について ご指摘を踏まえ、事業展開計画（開発課題1-3）（小目標）都市開発における【開発課題への対応方針】）に</p>

<p>5. 障害者、寡婦、遺児、少数民族、最貧困層などの社会的弱者の開発プログラムへの主流化への取組を忘れるべきでない。</p> <p>6. 保健、教育、防災分野における協力を実施する際に、「難民や受け入れ地域の貧困および社会脆弱性の克服」にも考慮する旨記載すべき。</p>	<p>反映しました。</p> <p>5. について 具体的支援の検討に当たり、ご指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>6. について 具体的支援の検討に当たり、ご指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>(ネパール)</p> <p>1. 地方・農村部の貧困削減に、気候変動が水資源に与えている問題への取組の必要性を記載すべき。</p> <p>2. ダム建設等のインフラ開発は持続可能性基準に則ったものでなければならない。基準策定にはNGOとの連携を追求すべき。</p> <p>3. 気候変動への緩和策及び適応策に関する協力案件形成について、「Climate Summit for A Living Himalayas」大臣声明を活用すべき。</p>	<p>1. について 御指摘も踏まえ、事業展開計画の中に反映しました。</p> <p>2. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>3. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>(ボリビア)</p> <p>1. 環境認証制度を主とした持続可能な農業への支援を打ち出し、事業展開計画においても日本の対応方針に盛り込むべき。</p> <p>2. インフラ整備について、現地NGOによるモニタリングの実施を記載すべき。</p>	<p>1. について 御指摘を踏まえ、事業展開計画に反映しました。</p> <p>2. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>(チリ)</p> <p>1. 日本にとって重要な水産物供給国であることを追記すべき。</p>	<p>1. について 御指摘を踏まえ、援助方針に反映しました。</p>

<p>2. 海洋・沿岸域を始めとした自然環境保全が持続的成長に不可欠であると明示すべき。また、防災を推進するため、沿岸域を中心とした自然保護区の管理強化を支援の一環に含めるべき。</p> <p>3. 環境対策支援の実施に当たっては、水産業や養殖業への支援も含めるべき。</p> <p>4. 防災や環境対策の能力強化において、市民セクターも人材育成の対象に含めるべき。また、制度面の拡充に対する支援を盛り込むべき。</p>	<p>2. について 御指摘を踏まえ、援助方針に反映しました。また、具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>3. について 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p> <p>4. について 御指摘の点については、事業展開計画（開発課題1-1及び1-2における【開発課題への対応方針】）に記載しており、これに則って支援を実施していきます。</p>
<p>(ハイチ)</p> <p>【教育分野に対するご意見】 公立・私立を問わず、小学校建設をODAで進めるべき。また、現地NGOや東北被災地支援団体と連携し、ODAで整備した学校での衛生教育、防災教育の実践を進めてほしい。</p>	<p>本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、ご指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>(イラク)</p> <p>1. 技術協力における医療研修について、これまでの医療技術に関する研修のみならず、病院運営、保健行政の効率化、在庫管理等の研修等、研修の幅を広げるべきではないか。</p> <p>2. 円借款「保健セクター復興」計画の概要を示してほしい。</p>	<p>1. について ご指摘の点については、必要かつ重要な要素であると認識しております。ご指摘の研修については、現在調整中であり、今後、技術協力で実施する予定です。</p> <p>2. について 当該計画は、イラクの7県（ディカール県、バスラ県、ラハディーン県、キルクーク県、ディヤラ県、バビロン県及びカルバラ県）において、中核総合病院（200床程度）の建設及び医療機材の供与を行うものです。これにより、保健システムの強化及び保健サービスの地域格差を是正し、もってイラクの健康改善と経済・社会開発に寄与することを想定しています。なお、円借款供与額は102.45億円です。</p>

<p>3. 医療分野の支援を行うにあたり、NGO、大学病院、医療関連企業等と協議する場を設定してほしい。</p> <p>4. イラク国内には3万人の難民や100万人以上の国内避難民がいることを踏まえ、医療、教育・文化、上下水道・環境の質の向上に関する開発支援が、難民や国内避難民をも含めた広範な層に対して行われるようにしてほしい。</p> <p>5. イラク復興支援に対する日本のこれまでの取組及びそれに対する評価は、どのように国別援助方針に反映されているのか。</p> <p>6. どの支援が平和構築に資するのか。</p> <p>7. 国別援助方針は、エネルギー安全保障を特に強調していないか。</p>	<p>3. について  重要なご指摘であると考えます。医療分野に関する協議について、開催する場所、形式、議題等について、検討いたします。</p> <p>4. について  我が国は、これまでも難民や避難民等の現状を含むイラク国内の諸事情を考慮した上で対イラク支援を行ってきています。今後も引き続き、この方針のもと、対イラク支援を行っていきます。</p> <p>5. について  我が国は、イラク復興支援として50億米ドルの支援を行うことを公約し、2012年5月、これを達成しました。これまでの我が国による支援を経て、日本とイラクとの関係は、これまでの「復興」から「ビジネス」の関係へと移行しつつあります。国別援助方針は、これまでの取組及びそれに対する現時点での評価を考慮しつつ、イラクの現状や支援の需要等を踏まえて作成したものです。</p> <p>6. について  「平和構築」に資する支援の一例としては、イラク当局の治安能力を高めるための訓練を実施したり、イラク国内での和解の促進を図るためのセミナーを実施したりしてきました。また、イラクの安定した経済成長と人々の生活基盤の整備を支援することにより、イラク国民に「平和の配当」を実感させることは、紛争への逆行を防ぐためにも重要であると考えています。今後も種々の取組を通じ、「平和構築」に資する支援を行っていきます。</p> <p>7. について  国別援助方針では、「エネルギー安全保障」を強調していますが、これに加え、「平和構築と国づくり」及び「我が国との貿易・投資関係の強化」もあわせて強調しています。</p>
--	--

<p>8. 公的資金による復興・開発支援を行うことにより、私企業の進出を後押しすることは妥当か。</p> <p>9. 他のアクター（他のドナー、民間企業、NGO、イラクの地方行政府等）との役割分担はどうなっているのか。NGOもアクターに加えたらどうか。クルド自治政府や県などの地方行政機関との協力関係にどのような戦略性を持っているか。</p> <p>10. 国別援助方針の本文に、「グッド・ガバナンスの実現」を追加したらどうか。イラク政府の正当性やガバナンス能力の現状は信頼に足りるものか。</p>	<p>支援は、援助国、被援助国のどちらか一方のみではなく、双方が共に利するようという観点から行っています。これまでの我が国の対イラク支援は、イラクの早期復興を目的として、50億ドルの支援を実施してきました。この支援を通じ、日・イラク関係をウィン・ウィンの関係とし、一層強化するべく、上記の3つを柱として対イラク支援を行っていきます。</p> <p>8. について 近年、開発途上国の経済成長において民間企業の投資活動の果たす役割は大きくなっています。また、1970～80年代、日本企業は事業を実施するのみならず、高い技術や職業文化・倫理もイラクに伝えてきました。そのため、イラク側から、日本企業に進出して欲しいとの声があります。こうした現状を踏まえ、我が国政府としては、民間企業と連携し、開発途上国の経済成長を支援するとともに、中小企業を含む日本企業の海外展開をも後押ししていく方針です。</p> <p>9. について 対イラク支援を行うにあたり、イラク政府、他のドナー国、国際機関と定期的に協議を行っているほか、必要に応じ、関係するNGOとも連携を図っています。我が国政府は、国際協力におけるNGOとの連携を重視しており、NGOとの連携強化に取り組んでいきます。 また、我が国が対イラク支援を行うにあたっては、人種や宗教のほか、地域バランスを考慮し、一定の集団や地域に偏重しないよう支援してきています。</p> <p>10. について ご指摘の通り、グッド・ガバナンスは対イラク支援において重要な要素の一つですが、分野横断的に取り組むべき事項であることから、留意事項として記載しています。我が国としては、イラク政府が取り組みつつあるグッド・ガバナンスの改善に資する支援を必要に応じ、今後も引き続き行っていく予定です。</p>
---	---

<p>1 1. 原油・ガス及び石油製品の生産や輸出による収入の公平な分配システム構築に対し、どの程度関与しているのか。</p>	<p>1 1. について 収入をどのように分配するかについては、イラク政府が決定する事項であり、我が国は関与していませんが、石油分野も含むイラクの開発政策についてのイラク政府との対話を続けていきます。</p>
<p>1 2. 対イラク支援の際は環境にも配慮して欲しい。</p>	<p>1 2. について 我が国がODAを行うにあたり、常に環境には配慮しています。具体的には、円借款や一部の無償資金協力では、2010年4月に公布された「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づき、環境への影響を十分に考慮した上で、各案件の実施の可否を決定しています。</p>
<p>1 3. 日本の対イラク支援の独自性や日本企業を含めた比較優位はどこにあるのか。</p>	<p>1 3. について 独自性としては、高度な技術のみならず、職業倫理、勤勉さ、丁寧な仕事ぶりといった職業文化が挙げられ、これらがイラクの方々に浸透し「人づくり」につながっていると認識しています。また、技術面では、石油精製、港湾、電力、医療等の種々の分野において、比較優位があると認識しています。さらに、かつて日本企業が1970～80年代の活動を通じて得たイラク国民の信頼は今なお小さくありません。我が国の独自性や優位性を生かして、イラクの社会・経済の発展に貢献していく所存です。</p>
<p>1 4. 「必要な安全措置」とはどのようなことか。</p>	<p>1 4. について イラクの治安情勢は改善しつつあるとはいえ、引き続き不安定な状況にあります。「必要な安全措置」とは、我が国のODA関係者が安全な環境のもと任務を遂行するために必要な措置です。例えば、最新の治安情報の把握に努めるほか、移動の際には身の安全を守るための装備を身につけたり、安全な移動手段を確保したりする等、あらゆる安全上の措置を講じています。我が国ODA関係者の安全を第一に考え、在イラク大使館やJICAイラク事務所と同等の安全措置をとります。</p>

<p>15. 日本の対イラク支援において汚職対策を講じているのか。</p> <p>16. 対イラク支援を行うにあたり、地域バランスの他に、民族、ジェンダー、人権にも配慮して欲しい。</p> <p>17. 教育分野での支援も行って欲しい。</p> <p>18. 国民和解支援を継続して欲しい。</p> <p>19. 「民兵の社会復帰、雇用創出等の支援を行う」とあるが、具体的にどのプログラムを指すのか。</p>	<p>15. について 我が国が円借款や無償資金協力を行うにあたり、被援助国政府との間で交換公文（E/N）を締結しており、その中で、資金の適正使用について規定しています。また、イラク政府関係者との間でモニタリング会合を定期的に行い、各案件の進捗状況の把握や適正な実施の確認を行っています。我が国の支援が汚職に使われることのないよう、関係者とも協力し、今後も引き続きモニタリングを実施していきます。</p> <p>16. について ご指摘の点について配慮しつつ支援を行ってきており、今後も引き続き行っていきます。</p> <p>17. について 我が国は、これまでも、無償資金協力や技術協力において、学校の建設・修復や教育システムの改善等を行ってきています。今後も引き続き、必要に応じ教育分野での支援を行っていきます。</p> <p>18. について これまで、技術協力により、国民和解に資するプログラムとして、平成18年度から平成20年度に「国民の融和セミナー」を、平成21年度以降に「日・イラク間の知見の共有セミナー」を実施してきました。今後は、ODA以外の手段も利用して、国民和解に資する取組を実施していく予定です。</p> <p>19. について 平成18年度に無償資金協力「イラク人間の安全保障及び安定化計画」において、元民兵の社会復帰や職業訓練を行いました。現在でも元民兵の社会復帰は社会の安定化のためには重要な要素です。そのため、必要に応じ、今後の同分野での支援を検討していきます。</p>
<p>(ヨルダン)</p> <p>1. ヨルダンに安全性に不安が残る原発を輸出するよりも、太陽光発電のようなクリーンエネ</p>	<p>1. について 原発輸出は民間の商活動であり、ODAによるもので</p>

<p>ルギー分野で支援すべきではないか。</p> <p>2. ヨルダンにいる約45万人のイラク避難民に対しても支援を行うべきではないか。</p>	<p>はありませんが、政府としては、昨年の原発事故から得られた事故の経験と教訓を、原発建設を計画するヨルダンと共有することは重要であり、ヨルダンの原子力安全の向上に協力していくことには意義があると考えています。</p> <p>また、クリーンエネルギー分野での支援については、我が国は既に支援実績がありますが、今後の同分野での支援については、ヨルダン政府からの支援要請等を踏まえ、個別具体的に検討していきます。</p> <p>2. について ヨルダンにはイラク避難民がいることは承知しております。同避難民の実態を把握すると共に、いかなる支援ができるのか検討していきます。</p>
<p>(ケニア)</p> <p>1. 国連ボランティアについても事業展開計画へ追記すべき。</p> <p>2. ケニアが周辺国からの難民を多く受け入れ、地域の安定と発展に貢献していることを踏まえて、援助の意義や基本方針にその旨を記載すべきである。</p>	<p>1. について 「事業展開計画では、日本の当該国に対する援助方針に基づいて実施が決定されている案件を記載することとしており、「マルチ」(国際機関等を通じた多国間協力スキーム)として記載する案件についても日本基金の活用案件や拠出金にイヤーマークしたものに限っていることから、ご指摘のあった国連ボランティアについては記載しておりません。</p> <p>2. について ケニアが抱える他の開発課題との兼ね合いで援助の意義や基本方針には記載しておりませんが、アフリカの角の干ばつ対策や、国際機関経由などの支援を通じた難民支援を行っていきます。</p>
<p>(タンザニア)</p> <p>1. 基本方針(大目標) 気候変動への対応として灌漑開発は必要であるが、最も脆弱な農民が気候変動の影響を大きく受けて、更に貧困を深刻化している状況に対しての具体的支援(農業の多角化、干ばつ対策など)が必要であると思われる。</p>	<p>1. について 灌漑開発は気候変動への対応の代表例として記載しているものであり、その他にも乾燥に耐性のあるイネ品種の普及指導や半乾燥地における稲作技術研修などの支援も行っています。</p>

2. 重点分野2 経済成長と貧困削減を支えるインフラ開発の中で、道路・送電線・給水などに関する整備に際しては環境社会配慮ガイドライン等に即して環境保全および社会的弱者への配慮が適切に行われることと合わせて、JICA 課題別指針「障害者支援」にあるようにユニバーサルデザインの採用や子どもを含む地域住民への安全への配慮が最大限になされることを希望する。

3. 経済インフラの整備の結果、物流のみならず労働力の移動も活発化することが予想されるが、そのために引き起こされる HIV 等感染症や人身取引等の負のインパクトを最小化するソフト面での支援が不可欠なところ、合わせて検討をいただきたい。HIVへの予防啓発活動が、整備関係者及び地域関係者にもなされることが期待される。

4. 重点分野3、行政サービスの改善、保健行政システム強化プログラムについて、4 留意事項（1）に MDGs などの国際的コミットメントの達成に向けた取り組みに必要性について述べられているが、保健分野への取り組みに関する記述はこの保健行政システム強化プログラムに限られている。そのプログラム概要は、行政能力向上に限られ、MDGs など具体的な保健分野について触れられていない。タンザニアの乳幼児死亡率や妊産婦死亡率が依然として高いことから、保健分野の具体的対策を盛り込むことで行政能力を超えて、保健指標の成果を出すことが望まれる。

2. について

いただいたご意見を関係者と共有し、今後の案件形成の参考とさせていただきます。

3. について

経済インフラの整備による負の影響を緩和する取組の重要性はご指摘のとおりであり、我が国の支援する道路案件においても HIV 等感染症対策の専門家による事業関係者への予防啓発活動を行っております。タンザニア政府も HIV 対策をセクター横断的な課題と位置づけており、インフラ開発のみならず農業開発等においても留意すべき点として認識しています。

4. について

援助協調が進んでいるタンザニアにおいては、各ドナーが得意分野、比較優位のある分野に支援の重点化を進め、明確な役割分担の下、ドナーグループが一体となって支援を行っています。保健分野では、母子保健、栄養、疾病対策に対し、世界銀行や欧米ドナーが直接的な保健事業や財政支援に重点的に取り組んでいます。一方、我が国は、上述の援助協調の考え方を踏まえつつ限られたODA予算を効果的に活用する観点から、他ドナーの関与が限定的である行政能力向上に重点を置いて支援することとしております。「保健システム強化プログラム」は、MDGs の達成を目標とするタンザニア政府の取組を下支えし、同政府のサービスデリバリー能力強化に焦点を当て、上述の世界銀行や欧米ドナーの取組と協調して、MDGs 等保健分野の指標の改善を支援するものです。

5. 重点分野3、行政サービスの改善については、広大なタンザニアの土地で様々なサービスを行き届かせるには、民間や市民社会の協力を得ることで、地域格差を小さくすることが可能になると考えられる。NGOの参加を促し、社会的な説明責任能力を高めることは、効果的なサービス提供につながると考えられる。

6. 「事業展開計画」における「重点分野1：貧困削減に向けた経済成長」の中で、「難民も含めた広い人口層を対象にした開発支援、特にタンザニア市民権を得たブルンジ難民の再統合支援が同国の開発にについて必要不可欠であること」に言及してほしい。またあわせて、「その他の支援分野」の中に「タンザニアにおける難民支援」を独自に入れる事を提案する。

7. タンザニア国は、世界保健機関（WHO）により結核高蔓延国、高HIV蔓延国に指定されており（1）、結核対策強化の必要性がある。

8. 日本は2008年7月、外務省、厚生労働省、国際協力機構、その他関係団体がストップ結核ジャパンアクションプラン(2)を発表し、その

5. について

「国民全てに対する行政サービスの改善」を目指す上では、民間や市民社会の協力を得ることは重要と考えております。そのため我が国は地方自治体に対する人材育成のほか、CSOやNGOを含む地域の多様なリソースを活用した市民参加型計画策定・事業実施の支援を通じて、地方自治体の能力強化に取り組んでいます。また、行政サービスの改善を目指したタンザニアとドナーグループの政策対話には、CSOや民間セクターも参加しており、我が国もこのような援助協調の取組に協力しています。

さらに「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じて、地方自治体やNGOが行う教育、保健分野のインフラ整備などに資金提供しており、行政サービスの行き届きにくい地域への支援を心がけています。

6. について

ご指摘のとおり、タンザニアの貧困削減のためには、難民も含め幅広い人口層に開発効果が及ぶ事業を進めていくことが重要です。しかし、難民と同様に、貧困層として暮らすタンザニア国民も多く存在していることから、難民だけを特記するのではなく、両方のグループが確実に利益に与るよう案件形成を進めていくことが必要であると考えております。

またタンザニアにおいては、近年、WFP及びUNHCRを通じてブルンジ難民が直接の受益者となるプロジェクトを支援してきました。今後も必要に応じ国際機関等を通じた支援を検討してまいります。

7. と8. 及び9. について

援助協調が進んでいるタンザニアにおいては、各ドナーが得意分野、比較優位のある分野に支援の重点化を進め、明確な役割分担の下、ドナーグループが一体となって支援を行っています。保健分野では、母子保健、栄養、疾病対策に対し、世界銀行や欧米ドナーが直接的な保健事業や財政支援に重点的に取り組んでい

<p>中で 2015 年の国連ミレニアム目標達成に向け、特にアフリカ、アジアの結核高蔓延国における結核対策を官民一体となって支援することを表明したところである。</p> <p>9. このような経緯を踏まえ、国別援助方針の中で結核対策強化（結核対策と HIV プログラムとの連携・保健システム強化との連携も考慮）への取組を重点課題の一つとして捉え、同国における結核対策強化のために JICA 等を通じた支援を行なうことは重要である。</p>	<p>ます。一方、我が国は、上述の援助協調の考え方を踏まえつつ限られた ODA 予算を効果的に活用する観点から、他ドナーの関与が限定的である行政能力向上に重点を置いて支援することとしております。「保健システム強化プログラム」は、MDGs の達成を目標とするタンザニア政府の取組を下支えして、同政府のサービスデリバリー能力強化に焦点を当て、上述の世界銀行や欧米ドナーの取組と協調し、MDGs 等保健分野の指標の改善を支援するものです。</p>
<p>(エチオピア)</p> <p>1. 結核対策強化を重点課題の 1 つとして支援を行うべき。</p> <p>2. エチオピアが周辺国からの難民を多く受け入れ、地域の安定と発展に貢献していることを踏まえて、援助の意義や基本方針にその旨を記載すべきである。</p>	<p>1. について</p> <p>エチオピアにおける結核対策を含む保健ニーズは依然として大きいものの、先方政府からは保健分野の支援として主に財政支援が求められている中で、プロジェクト型の援助を得意とする我が国が有する比較優位等を検討した結果、保健分野を重点分野としないこととしました。</p> <p>2. について</p> <p>エチオピアが抱える他の開発課題との兼ね合いで援助の意義や基本方針には記載しておりませんが、アフリカの角の干ばつ対策や、国際機関経由などの支援を通じた難民支援を行っていきます。</p>
<p>(ガーナ)</p> <p>1. 重点分野（中項目）（1）農業（稲作）について、なぜ我が国が支援するのが不明。</p>	<p>1. について</p> <p>ガーナにおける農業は GDP の約 35% を占め、農村人口の半数以上が農業従事者であり、主幹産業と言えることから、農業を支援する意義は大きいと考えています。また、稲作の振興については、ガーナでは米の需要が増加していることに加え、我が国が知見を有する分野であることから、当該分野への支援をおこないたいと考えています。</p>

<p>2. 重点分野（中項目）（3）「保健・理数科教育」を「地域保健・基礎教育」とすべき。</p> <p>3. 重点分野（中項目）（3）「現職教員の能力強化」を「教員の能力強化」とすべき。</p> <p>4. ドナーの支援の記載が必要</p> <p>5. 野口記念医学研究所の効率的なODA事業実施について。</p>	<p>2. について 保健については、アッパーウエスト州での支援を行う一方で、その取組を全国展開することも視野に入れているため、現行のままの記述とさせていただきます。教育については、特に我が国が知見を有する理数科教育に重点を置く方針であること、また、対象を基礎教育へ限定する方針ではありませんので、現行のままの記述とさせていただきます。</p> <p>3. について ご指摘の通り修正します。</p> <p>4. について 紙幅の都合から他のドナーの支援については述べていませんが、ガーナ政府の国家開発計画、他のドナーの支援状況を踏まえて、国別援助方針を策定しています。</p> <p>5. について 個別事業については、国別援助方針に具体的内容を記載しませんが、ご意見頂きました内容については、関係者に伝達させて頂き、今後の案件形成の参考にさせて頂きます。</p>
<p>(ウガンダ)</p> <p>1. ウガンダ及び近隣諸国の貿易活性化による経済成長は、状況によって地域格差を拡大させる可能性も考えられる。インフラ整備は、周辺国とのアクセス向上より農村部と都市間のアクセス向上に焦点を置くべき。</p> <p>2. 日本の稲作技術の強みを生かし農村部の所得向上を中心課題と捉えること、また地域の選択や協力機関等の観点から生活環境整備の支援等、中目標をまたいだプログラムの連携を進めるべき。</p>	<p>1. について 「援助の基本方針（大目標）」にあるとおり、ウガンダのインフラ整備及び農村部の所得向上を支援しますが、農村・都市間を含むウガンダ国内の経済格差の是正に配慮していく方針です。</p> <p>2. について ご指摘の点については、重点分野「農村部の所得向上」にかかる具体的支援の実施に際して参考にさせていただきます。またご意見は、弊省、JICA 本部、在ウガンダ日本大使館及び JICA ウガンダ事務所にて共有いたしました。</p>

<p>3. 中央ウガンダ地域医療施設改善計画で供与する医療機材については、ニーズの高さやメンテナンス能力の確約をもと慎重な選定の上、高額な医療機材の供与は控えるべき。またウガンダ東部の病院では供与された医療機材のうち使用されていないものがあった。</p> <p>4. JICA 課題別指針「障害者支援」にあるようにユニバーサルデザインの採用や子どもを含む地域住民への安全への配慮を行うこと。</p> <p>5. 経済インフラの整備によって引き起こされる HIV 等感染症や人身取引等の負のインパクトを最小化すること。</p> <p>6. 保健サービス向上に当たっては、アクセス向上に貢献できる NGO を活用すべき。行政サービスがより効果的になると考えられる。</p> <p>7. 平和構築分野においても、NGO を活用すべき。平和構築のワークショップ等、地域住民のニーズに合致した支援を実施することが可能となる。</p>	<p>3. について 中央ウガンダ医療施設改善計画にて供与する医療機材については、今年6月上旬より運営・維持管理に係る技術指導を実施する予定となっております。また、高額な医療機材の供与については、ニーズのみならず、病院内の人材及び技能等を勘案し、運営・維持管理可能な機材を選定しております。一方、ご指摘にあった東部医療施設整備計画に関する医療機材については、スペアパーツが入手出来ず、修理が遅れた機材があったため、現在、必要なスペアパーツの調達を行っているところです。また JOCV を活用した医療機材の維持・管理も合わせて実施していく考えです。</p> <p>4. について ご意見は、弊省、JICA 本部、在ウガンダ日本大使館及び JICA ウガンダ事務所にて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p> <p>5. について ウガンダ政府の開発基本方針をふまえ、「経済インフラの整備」を一つ目の重点分野としておりますが、各分野をバランスよく進めていく考えです。</p> <p>6. について ご意見は、弊省、JICA 本部、在ウガンダ日本大使館及び JICA ウガンダ事務所にて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p> <p>7. について ご意見は、弊省、JICA 本部、在ウガンダ日本大使館及び JICA ウガンダ事務所にて共有いたしました。今後の案件形成の参考とさせていただきます。</p>
<p>(セネガル) 国別援助方針本文および事業展開計画の「基礎的社会サービスの向上」について、保健分野で検討されている無償資金協力案件も含めた表現とすべき。</p>	<p>セネガルにおける保健人材育成支援は、これまで技術協力を中心とした支援となっており、また、保健分野における新規の無償資金協力の支援につきましては、現時点では「検討中」であり、無償資金協力での支援</p>

	<p>は決定していないことから、現行のままの表現とさせていただきます。</p>
<p>(ザンビア)</p> <p>1. 気候変動への取組を重点分野の1つとして位置付けること。</p> <p>2. 学力の問題は、教育問題に留まらず、地域コミュニティが政策決定プロセスから排除されている問題と密接に関係しているため、地域コミュニティの参加を担保するような政策作りについて業績を持つ JICA の知見を活用することを目指すべき。</p> <p>3. 環境問題への支援として、1)コミュニティによる自然資源管理の確立、2)持続可能な森林利用の計画策定と認証制度の導入、3)薪利用圧を低減させるための再生可能エネルギーの推進、4)コミュニティ参加を担保した REDD+事業の設計、を掲げるべき</p> <p>4. 環境分野における主要ドナーであるオランダ・デンマークの撤退を踏まえ、日本が環境分野も援助重点分野の1つとすることは、援助の重複を回避すると共に日本の存在感を高めることに資する。</p> <p>4. 農家の経営多角化により農家の市場参加を促進する点は賛同するが、作物の多様化だけでなく酪農や養鶏なども含めた手法の多角化を目指すべき。</p>	<p>1. について</p> <p>気候変動は、どの開発課題においても留意すべき分野横断的な問題です。重点分野の1つとしては取り上げていませんが、各分野の取組の中で気候変動の影響に配慮することとします。</p> <p>2. について</p> <p>日本の援助実施において、政府は援助実施機関である JICA との連携を図るような体制を取っております。更に、JICA のみならず、国際機関の知見も活用した支援を行うこととしており、この点は4. 留意事項(1)に記載しております。頂いたコメントを参考に、ザンビアの教育分野の課題に対し、先方政府の要請等に基づき、包括的に取り組んでいくこととします。</p> <p>3. と4. ついて</p> <p>ザンビアでは援助協調の一環として、分野毎に主導的な役割を担うドナーが決められており、環境分野では国連、世界銀行、フィンランドがこれを担うこととなっています。このため、「選択と集中」の観点から、我が国は環境分野を重点分野としないこととしますが、重点分野としている農業分野における技術協力を通じ、地方の孤立したコミュニティに対する環境管理支援や気候変動対策支援を行っています。</p> <p>5. について</p> <p>頂いたご意見については関係者と共有し、案件形成の際に参考にさせていただきます。</p>

<p>(ボスニア・ヘルツェゴビナ)</p> <p>難民・国内避難民支援に関する記述を入れるべき。</p>	<p>難民・国難避難民支援のニーズがあることは認識しており、重点分野（１）「平和の定着・民族の和解」において協力を行う旨を記載しています。</p>
--	---

以上